

## 〔リース取引の種類と会計と税務の取扱い〕

| リース取引          |           | 改正前             |       | 改正後              |       |
|----------------|-----------|-----------------|-------|------------------|-------|
|                |           | 会計              | 税法    | 会計               | 税法    |
| ファイナンス・リース取引   | 所有権移転外リース | 原則<br>売買処理      | 賃貸借処理 | 原則<br>売買処理       | 売買処理  |
|                |           | 例外(注1)<br>賃貸借処理 |       | 例外 賃貸借処理<br>(注2) |       |
|                | 所有権移転リース  | 売買処理            | 売買処理  | 売買処理(注2)         | 売買処理  |
| オペレーティング・リース取引 |           | 賃貸借処理           | 賃貸借処理 | 賃貸借処理            | 賃貸借処理 |

(注1) 例外規定であるが、税法の規定でもあり、同リース取引のほとんどが賃貸借処理であった。

(注2) 個々のリース資産に重要性がないと認められる場合(少額リース資産及び短期のリース取引)は、賃貸借処理が認められる。所有権移転外リースはi)~iii)の場合、所有権移転リースはi)とii)の場合である。

- i) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引
- ii) リース期間が1年以内のリース取引
- iii) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引